

京都市環境影響評価等に関する条例施行規則（平成 11 年 1 月 29 日規則第 84 号）

備考 「特定地域」とは、次の各号のいずれかに該当する地域をいう。

- （１）鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 28 条第 1 項の規定により指定された鳥獣保護区
- （２）文化財保護法第 109 条第 1 項の規定により指定された史跡，名勝若しくは天然記念物の指定地域又は同法第 143 条第 1 項の規定により定められた伝統的建造物群保存地区
- （３）京都府文化財保護条例第 43 条第 1 項の規定により指定された京都府指定史跡，京都府指定名勝若しくは京都府指定天然記念物の指定地域又は同条例第 53 条第 1 項の規定により決定された文化財環境保全地区
- （４）京都市文化財保護条例第 36 条第 1 項の規定により指定された京都市指定史跡，京都市指定名勝若しくは京都市指定天然記念物の指定地域又は同条例第 43 条第 1 項の規定により指定された文化財環境保全地区
- （５）自然公園法第 5 条第 1 項の規定により指定された国立公園又は同条第 2 項の規定により指定された国定公園の区域
- （６）京都府立自然公園条例第 4 条第 1 項の規定により指定された京都府立自然公園の区域
- （７）古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第 4 条第 1 項の規定により指定された歴史的風土保存区域又は同法第 6 条第 1 項の規定により定められた歴史的風土特別保存地区
- （８）近畿圏の保全区域の整備に関する法律第 5 条第 1 項の規定により指定された近郊緑地保全区域
- （９）都市計画法第 5 条の規定により指定された都市計画区域以外の区域又は同法第 8 条第 1 項の規定により定められた風致地区
- （10）京都市市街地景観整備条例第 2 条第 3 号に規定する建造物修景地区
- （11）京都市自然風景保全条例第 7 条第 1 項の規定により指定された自然風景保全地区
- （12）自然環境保全法第 14 条第 1 項の規定により指定された原生自然環境保全地域又は同法第 22 条第 1 項の規定により指定された自然環境保全地域
- （13）京都府環境を守り育てる条例第 73 条第 1 項の規定により指定された京都府自然環境保全地域又は同条例第 81 条第 1 項の規定により指定された京都府歴史的な自然環境保全地域
- （14）都市緑地法第 12 条第 1 項の規定により定められた特別緑地保全地区
- （15）景観法第 61 条第 1 項の規定により定められた景観地区

特定地域概略図

